



基 発 0306 第 6 号
平成 29 年 3 月 6 日

一般社団法人日本建設業連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の施行について

日頃から労働行政の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年2月16日に公布された特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第8号。以下「改正省令」という。）により、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）の特定第二類物質である3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタンに係る特殊健康診断の項目が改正されました。

改正省令につきましては、平成29年4月1日より施行することとしており、改正省令の施行につき別添のとおり都道府県労働局長あて指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨をご理解いただき、本改正内容等の周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

基 発 0306 第 5 号
平成29年 3 月 6 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の施行について

特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第8号。以下「改正省令」という。)が平成29年2月16日に公布され、平成29年4月1日から施行することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

併せて、本通達については、別添1により関係事業者等団体の長あて、別添2及び別添3により医療関係団体の長あて、傘下会員への周知等を依頼したので了知されたい。

記

1 改正の趣旨

平成28年に3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン(以下「MOCA」という。)を取り扱う事業場で、複数の労働者(退職者含む。)が膀胱がんを発症していることが明らかになり、同事業場に対する災害調査において、労働者がMOCAにばく露していたことが示唆された。

MOCAは、ウレタン樹脂の硬化剤等として使用されている物質であり、従前より、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。)において特定化学物質の第二類物質として位置づけられ、MOCA及びMOCAを1%を超えて含有する製剤その他の物(以下「MOCA等」という。)を製造し、又は取り扱う業務については、事業者に対し、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等が義務付けられている。

このうち特殊健康診断の項目については、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)別表第3及び別表第4に規定され

ているところであり、M O C A等については、呼吸器系の障害（腫瘍等）、消化器系の障害、腎臓の障害等を予防・早期発見するための項目を規定している。

しかし、上記の膀胱がん発症事案や、国際がん研究機関（I A R C）等におけるM O C Aはヒトに対して尿路系の障害（腫瘍等）を引き起こす可能性があるとの指摘を踏まえて、健康診断項目について専門家による検討を行い、今般、特化則において、M O C A等に係る特殊健康診断の項目に膀胱がん等の尿路系の障害（腫瘍等）を予防・早期発見するための項目を追加する等の改正を行うこととしたものである。

2 改正の内容及び留意事項

（1）改正の内容

改正後のM O C A等に係る特殊健康診断の項目については、別表に示したとおりであるので、参考とされたいこと。

（2）M O C A等に係る特殊健康診断についての留意事項

ア 特化則第39条関係

事業者は、特化則第39条第1項から第3項までの規定に基づき、M O C A等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者（以下「業務従事労働者」という。）及びこれらの業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているもの（以下「配置転換後労働者」という。）に対し、特殊健康診断を実施しなければならないが、このうち、配置転換後労働者は、事業者が過去に当該業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものをいい、退職者までを含む趣旨ではないことは、従前のとおりであること。

イ 特化則別表第3及び別表第4関係

（ア）別表第3（いわゆる「一次健康診断」）関係

① 「業務の経歴の調査」は、M O C A等を製造し、又は取り扱う業務について聴取するものであること。なお、本項目は改正省令により、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限ることとしたものであること。

② 「作業条件の簡易な調査」は、労働者のM O C Aへのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中のM O C Aの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、M O C Aの蒸気等の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の

MOCAの濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

なお、本項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであり、改正省令により追加した項目であること。

- ③ 「MOCAによる腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査」は、MOCAにより生じるこれらの症状の既往歴の有無の検査をいうこと。このうち「既往歴」とは、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあってはその時までの症状を、定期の健康診断にあっては前回の健康診断以降の症状をいうこと。

また、喫煙は尿路系腫瘍の原因の一つであることから、MOCAによる健康影響やばく露状況の評価の参考とするため、喫煙歴についても聴取することが望ましいこと。

なお、これらの症状のうち、「頻尿」及び「排尿痛」は、改正省令により追加したものであること。

- ④ 「腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、MOCAにより生じるこれらの症状の有無の検査をいうこと。

なお、これらの症状のうち、「頻尿」及び「排尿痛」は、改正省令により追加したものであること。

- ⑤ 「尿中の潜血検査」は、腎臓、尿管、膀胱等の尿路系の障害（腫瘍等）を把握するための検査であり、試験紙法によるものをさすこと。

なお、本項目は、改正省令により追加した項目であること。

- ⑥ 「尿中のMOCAの量の測定」は、医師が必要と認める場合に行う、MOCAのばく露状況を把握するための検査であること。

なお、MOCAは経皮吸収性があり、作業環境測定のみでは労働者のばく露状況の把握が不十分であることから、本項目についても、作業条件の簡易な調査、他覚症状及び自覚症状の有無の検査等の結果を踏まえて、できるだけ実施することが望ましいこと。

また、MOCAの体外への排泄速度を考慮すると、尿の採取時期は、連続する作業日のうちの最終日の作業終了時に行うことが望ましいこと。

さらに、本項目は、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであり、改正省令により追加した項目であること。

- ⑦ 「尿沈渣検査鏡の検査」及び「尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検

査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系の障害（腫瘍等）を把握するために行う検査であること。

なお、本項目は改正省令により追加した項目であること。

- ⑧ 「肝機能検査」は、肝臓の障害を把握するために行うものであり、血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマグルタミルトランスぺプチダーゼ(γ -GTP)の検査等があること。

なお、本項目は、これまで一次健康診断の必須項目であったが、改正省令により、一次健康診断において医師が必要と認める場合に行う項目に変更されたこと。

- ⑨ 「腎機能検査」は、腎臓の障害を把握するために行うものであり、尿中蛋白量、尿中糖量、尿比重、血清クレアチニン量等の検査があること。

なお、本項目は、これまで二次健康診断において医師が必要と認める場合に行う項目であったが、改正省令により、一次健康診断において医師が必要と認める場合に行う項目に変更したものであること。

(イ) 別表第4（いわゆる「二次健康診断」）関係

- ① 「作業条件の調査」は、労働者のMOC Aへのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

なお、本項目は、改正省令により、業務従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限ることとしたものであること。

- ② 「^{ぼうこう}膀胱鏡検査」及び「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査」は、いずれも医師が必要と認める場合に行う、尿路系腫瘍を把握するための検査であること。

なお、^{ぼうこう}膀胱鏡検査は内視鏡検査の一種であり、^{ぼうこう}膀胱鏡には軟性のものと硬性のものが存在するところ、いわゆるファイバースコープは、軟性の^{ぼうこう}膀胱鏡をさしており、^{ぼうこう}膀胱鏡検査にはファイバースコープによる検査が含まれること。

また、画像検査には、腹部の超音波による検査や尿路造影検査のほか、造影剤を用いないエックス線撮影による検査等があり、さらに、尿路造影検査の撮影方法としては、エックス線直接撮影やコンピュータ断層撮影(CT)があること。

さらに、本項目は、改正省令により追加した項目であること。

- ③ 「胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査」は、いずれも医師が必要と認める

場合に行う、呼吸器系の障害（腫瘍等）を把握するための検査であること。

また、これらのうち、「特殊なエックス線撮影による検査」は、コンピュータ断層撮影（CT）による検査等をいうこと。

（ウ）「医師が必要と認める場合」に行う検査項目の実施の要否の判断について

MOCAに係る特殊健康診断の項目については、一次健康診断及び二次健康診断のそれぞれにおける項目に「医師が必要と認める場合」に行う検査項目を規定したが、それぞれの検査項目の実施の要否は、次により医師が判断すること。また、この場合の「医師」は、健康診断を実施する医師、事業場の産業医、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場において健康管理を行う医師等があること。

① 一次健康診断における「医師が必要と認める場合」に行う検査項目

一次健康診断における必須項目（業務の経歴の調査、作業条件の簡易な調査、他覚症状及び自覚症状の既往歴の有無の検査、他覚症状及び自覚症状の有無の検査等）の結果、前回までの当該物質に係る健康診断の結果等を踏まえて、当該検査項目の実施の要否を判断すること。

② 二次健康診断における「医師が必要と認める場合」に行う検査項目

一次健康診断の結果、前回までの当該物質に係る健康診断の結果等を踏まえて、当該検査項目の実施の要否を判断すること。

（２）施行期日

改正省令は、平成29年4月1日から施行することとしたこと。

3, 3' -ジクロロ-4, 4' -ジアミノジフェニルメタン (MOCA) 等 に係る特殊健康診断の項目

以下は、改正後のMOCA等に係る特殊健康診断の項目を示すものであり、下線は今回の変更点である。

【一次健康診断】

1 必須項目

- 業務の経歴の調査 (業務従事労働者の健康診断に限る。)
- 作業条件の簡易な調査 (業務従事労働者の健康診断に限る。)
- MOCAによる上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- 上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 尿中の潜血検査

2 医師が必要と認める場合に行う検査項目

- 尿中のMOCAの量の測定 (業務従事労働者の健康診断に限る。)
- 尿沈渣^き検鏡の検査
- 尿沈渣^きのパパニコラ法による細胞診の検査
- 肝機能検査
- 腎機能検査

(備考) 「肝機能検査」は、一次健康診断の必須項目から変更するものであり、「腎機能検査」は、二次健康診断の医師が必要と認める場合に行う検査項目から変更するものである。

【二次健康診断】

1 必須項目

- 作業条件の調査 (業務従事労働者の健康診断に限る。)

2 医師が必要と認める場合に行う検査項目

- 膀胱鏡^{ぼうこう}検査
- 腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査
- 胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査
- 喀痰^{かくたん}の細胞診
- 気管支鏡検査

オルトートルイジンと MOCA（3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン） の特殊健康診断について

労働安全衛生法および関係法令に基づき、事業者には一定の有害業務に従事する労働者に対し、特殊健康診断を行うことが義務付けられています。

この度、国内のオルトートルイジン 取扱い労働者、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン（略称MOCA） 取扱い労働者に膀胱がんが発生したことなどを踏まえて、これら2つの物質の特殊健康診断について、特定化学物質障害予防規則（特化則）などが改正されました。

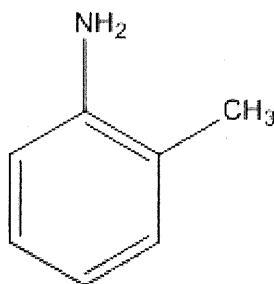
それぞれの物質について、健康診断を適切に実施いただくようお願いします。

特定化学物質障害予防規則（特化則）などの改正のポイント

- 1 **オルトートルイジンが新たに特殊健康診断の対象**となり、膀胱がんや溶血性貧血などを予防・早期発見するための検査項目が定められました。（平成29年1月1日施行）
- 2 **MOCAの特殊健康診断の検査項目に、膀胱がんなどを予防・早期発見するための項目が追加**されました。（平成29年4月1日施行）

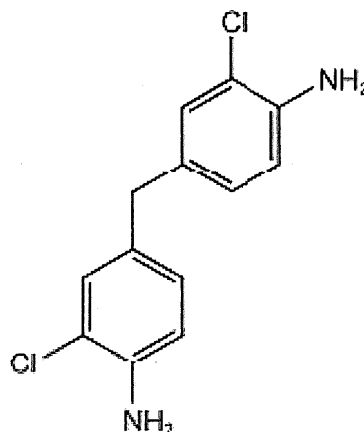
オルトートルイジン

オルトートルイジンは、主に染料や顔料を製造する際の間接原料として使用されている物質です。



3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン (略称MOCA)

MOCAは、主にウレタン樹脂の硬化剤として、製造業や建設業で使用されている物質です。



オルトートルイジン等の特殊健康診断について（特化則第39条～第42条）

（1）事業者には、①と②の特殊健康診断の実施が新たに義務付けられました。

①	オルトートルイジン、これを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「 オルトートルイジン等 」という）の製造・取扱業務に常時従事している労働者【業務従事労働者】に対する健康診断（雇入れまたは当該業務への配置替えの際、その後6か月以内ごとに1回）
②	過去にオルトートルイジン等の製造・取扱業務に常時従事させたことのある労働者で、他の業務に配置転換した後も雇用している労働者【配置転換後労働者】に対する健康診断（6か月以内ごとに1回）

（2）検査項目は3ページのとおりです。

（3）事業者には、次のことも新たに義務付けられました。

- オルトートルイジン等の特殊健康診断の結果を労働者に通知すること
- 「特定化学物質健康診断個人票」（特化則様式第2号）を作成し30年間保存すること
- 異常所見があった場合に医師の意見を聴き、就業上の措置等を講じること
- 「特定化学物質健康診断結果報告書」（特化則様式第3号）を労働基準監督署長に提出すること
- オルトートルイジン等の漏洩により労働者が汚染された場合に緊急診断を実施すること

MOCA等

の特殊健康診断について（特化則第39条～第42条）

（1）事業者には従来から、①と②の特殊健康診断の実施が義務付けられています。

①	MOCA、これを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「 MOCA等 」という）の製造・取扱業務に常時従事している労働者【業務従事労働者】に対する健康診断（雇入れまたは当該業務への配置替えの際、その後6か月以内ごとに1回）
②	過去にMOCA等の製造・取扱業務に常時従事させたことのある労働者で、他の業務に配置転換した後も雇用している労働者【配置転換後労働者】に対する健康診断（6か月以内ごとに1回）

（2）今回の改正で、検査項目について主に下記のような変更がありました。

（改正後の検査項目は4ページのとおりです。）

★検査項目の主な変更点★

- ◇ これまでの健康診断は、呼吸器の障害（腫瘍等）、消化器の障害、腎臓の障害等を予防・早期発見するための検査項目を規定していましたが、**膀胱がん等の尿路系の障害（腫瘍等）を予防・早期発見するための項目を追加しました。**
- ◇ 配置転換後労働者に対する健康診断は、がん等の遅発性の健康障害を予防・早期発見するために行うものであることから、**業務従事労働者と配置転換後労働者とで検査項目に差異を設けました。**

（3）事業者には従来から、MOCA等の特殊健康診断の結果を労働者に通知することなども義務付けられています。

一次健康診断

<必須項目>

- | | | |
|---|---------------------------------------|--|
| ① | 業務の経歴の調査（業務従事労働者の健康診断に限る。） | |
| ② | 作業条件の簡易な調査（業務従事労働者の健康診断に限る。） | |
| ③ | オルトートルイジンによる他覚症状
または自覚症状の既往歴の有無の検査 | ③、④の具体的内容：頭重、頭痛、めまい、倦怠感、
疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、
血尿、頻尿、排尿痛等

※下線部の急性症状は、業務従事労働者の健康診断に限る。 |
| ④ | 他覚症状または自覚症状の有無の検査 | |
| ⑤ | 尿中の潜血検査 | |

<医師が必要と認める場合に行う検査項目>（*）

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ⑥ | 尿中のオルトートルイジンの量の測定（業務従事労働者の健康診断に限る。） |
| ⑦ | 尿沈渣検鏡の検査 |
| ⑧ | 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査 |

二次健康診断（一次健康診断の結果、医師が必要と認める場合に実施）

<必須項目>

- | | |
|---|---------------------------|
| ① | 作業条件の調査（業務従事労働者の健康診断に限る。） |
|---|---------------------------|

<医師が必要と認める場合に行う検査項目>（*）

- | | |
|---|---|
| ② | 膀胱鏡検査 |
| ③ | 腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査 |
| ④ | 赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査（業務従事労働者の健康診断に限る。） |

（*）

「医師が必要と認める場合に行う検査項目」について

◇ 検査が必要か否かを判断する「医師」とは

それぞれの検査について必要か否かの判断は、健康診断を実施する医師、事業場の産業医、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場において健康管理を行う医師等が行います。

◇ 検査が必要か否かの判断方法

● 一次健康診断の「医師が必要と認める場合に行う検査項目」

一次健康診断における必須項目（業務の経歴の調査、作業条件の簡易な調査、他覚症状および自覚症状（既往および現在）の有無の検査など）の結果、前回までの健康診断の結果等を踏まえて判断します。

● 二次健康診断の「医師が必要と認める場合に行う検査項目」

一次健康診断の結果、前回までの健康診断の結果等を踏まえて判断します。

注）下線部が、今回の改正による変更点です。（*）については、前のページをご参照ください。

一次健康診断

<必須項目>

①	業務の経歴の調査（業務従事労働者の健康診断に限る。）	
②	作業条件の簡易な調査（業務従事労働者の健康診断に限る。）	
③	MOCAによる他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査	③、④の具体的内容：上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、 <u>頻尿</u> 、 <u>排尿痛</u> 等
④	他覚症状または自覚症状の有無の検査	
⑤	尿中の潜血検査	

<医師が必要と認める場合に行う検査項目>（*）

⑥	尿中のMOCAの量の測定（業務従事労働者の健康診断に限る。）	
⑦	尿沈渣検鏡の検査	
⑧	尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査	
⑨	肝機能検査（※1）	（※1）一次健康診断の必須項目から変更するもの。 （※2）二次健康診断の医師が必要と認める場合に行う検査項目から変更するもの。
⑩	腎機能検査（※2）	

二次健康診断（一次健康診断の結果、医師が必要と認める場合に実施）

<必須項目>

①	作業条件の調査（業務従事労働者の健康診断に限る。）
---	---------------------------

<医師が必要と認める場合に行う検査項目>（*）

②	膀胱鏡検査
③	腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査
④	胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査
⑤	喀痰の細胞診
⑥	気管支鏡検査

◆ 改正内容に関する法令、通達など、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

（オルトートレイジン関係）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142342.html>

（MOCA関係）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei54/index.html>

厚生労働省 特定化学物質

検索

◆ 改正内容についてのお問合せは、都道府県労働局または労働基準監督署へ

○ 所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

労基署 所在案内

検索

◆ 健康診断の受診に関するお問合せは、健康診断機関※または医療機関（泌尿器科など）へ

※ 健康診断機関一覧（公益社団法人全国労働衛生団体連合会（全衛連）のホームページ）

<http://www.zeneiren.or.jp/cgi-bin/pdfdata/tokusyu-kenshin.pdf>

（平成29年3月作成）